

# 象の鼻パーク 催事使用のご案内

## 横浜赤レンガ倉庫共同事業体

〒231-0001 横浜市中区新港 1 丁目 1 番 1 号

横浜赤レンガ倉庫 1 号館管理事務所内

TEL:045-226-1910 FAX:045-211-1556

平成 21 年 4 月

(一部改訂 平成 28 年 6 月)

## 1. 基本原則(行事に係る緑地の一時使用許可)

---

象の鼻パークは横浜市港湾局管理の緑地です。

催事などの行事で緑地を使用することは、緑地の活性化を図るとともに横浜のPRに寄与するものと考えられる為、積極的な活用ができるように取り扱うものですが、一般利用者の自由利用を著しく阻害する事がないよう、使用する緑地の規模や整備内容、催事の内容を十分留意して取り扱うものとします。

## 2. 使用可能日

---

年中(管理上の都合を除く)

## 3. 使用可能時間

---

午前9時から午後10時まで。

上記、時間帯以外でのご使用は別途ご相談ください。

※ただし、音だしを伴うものは午前10時から午後8時までの間で調整を図ってください。また、連続する日程での開催はできません。

## 4. 使用可能場所

---

### Aゾーン

#### ●開港の丘

港や海を見渡す緑のオープンスペースや水辺のプロムナードを整備し、水辺や夜景を楽しめる空間となっています。

#### ●象の鼻テラス(多目的レストハウス)

カフェを併設した休憩施設であると同時にアート作品の展示や音楽・演劇等のパフォーマンスを定期的で開催している多目的レストハウスとなります。こちらの施設は運営管理が別団体となりますので、お問合せは下記までお願いいたします。

象の鼻テラス:045-661-0602

### Bゾーン

#### ●開港波止場

日本大通から港への通景空間を確保すると共に、イベント等が可能な開放的な空間となっています。

#### ●鉄軌道及び転車台

明治20年代末に整備された、岸壁から横浜税関の輸入上屋への荷役を担った鉄軌道及び転車台を展示しています。表面はガラス張りとなっており、柵で囲まれておりますので、この部分は催事等で使用することはできません。予めご了承ください。

#### ●スクリーンパネル

象の鼻パークにはスクリーンパネルが設置されています。通常日は時間帯で、照明を電球色、薄紫色、青色と3段階に色を変えます。この照明は色を変更することや消すことなどはできませんので、予めご了承ください。

ください。

### Cゾーン

#### ●象の鼻防波堤

明治 20 年代後半の姿に復元しました。復元にあたっては、関東大震災で沈んだ石積み形状も見る事ができるようにしました。



## 5. 受付手続きに関して

### ①受付開始時期

使用希望日の3ヶ月前から14日前の間

※大規模な催事の申請は、使用希望日の3ヶ月前を超える日から打合せを行い、申請手続きを始める必要があります。

### ②受付時間

平日午前 10 時から午後6時まで

### ③受付方法

事前にご予約のうえ、直接、当事業体事務所までお越し下さい。

※横浜赤レンガ倉庫共同事業体事務所の所在地に関しましては「17. 連絡・問い合わせ先」をご参照ください。

## 6. 申込み手続きと承認に関して

象の鼻パークは横浜市港湾局管理の施設となるため、横浜赤レンガ倉庫イベント広場の使用方法、手続き方法とは異なりますので、ご注意ください。

- ①催事概要書を当事業体へ送付。
- ②当事業体及び横浜市港湾局にて審査。
- ③横浜市港湾局、主催者、当事業体担当で打合せ。
- ④行為(行事)許可申請書・実施概要書・平面図・求積図・必要に応じて警備計画を添付し利用日の14日前までに当事業体へ提出。

【使用面積の算定方法に関して】

使用面積を算定する場合は、申請者が「使用する」と申請する面積を図面などで確認して使用面積とします。

【使用面積の基本的な考え方】

- ・有料コンサートのように緑地の一部を囲いなどにより仕切り、一般の緑地利用者が自由に中に入れないような場合は、その囲まれた面積。
- ・一般の利用者が自由に参加したり見学することを主目的とした催事などの場合は、設営物等の設置面積及び専ら申請者が使用する面積の合計。

- ⑤横浜市港湾局が使用許可書を発行。
- ⑥当事業体が使用料を受領。(領収書を発行します。)
- ⑦使用許可書は催事が終了するまで保管してください。

## 7. 不許可基準

---

次の使用方法・内容のものは横浜市港湾局からの許可はおりません。

- ①催事の開催により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じると認めるとき。
- ②公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- ③特定の宗教の布教目的であると認めるとき。
- ④営業行為を主たる目的とするもの。  
営利を主目的とする物品の販売については、原則として許可はおりません。  
ただし、催事(コンサートなど)に伴う出店については、規模や内容及び販売価格などを考慮し、許可される場合があります。
- ⑤長期にわたり使用するもの(概ね連続7日以内、同月内において合計15日以内の使用とする。)
- ⑥緑地の管理上支障があると認めるとき。

【例】

- ・緑地全域を閉鎖するような使用、または一部の閉鎖であっても緑地使用者の迂回路など車椅子を含む歩行者動線が確保できないような使用
  - ・樹木、園路等の緑地の施設を損壊する恐れ、使用について誤解を招く恐れのある使用  
(犬の放し飼い、自転車走行など)
  - ・芝生がある緑地において、芝生への重量物の設置、車輛の乗り入れ等を行う使用
- ⑦緑地内での火気の使用は、原則として許可はおりません。ただし、催事などに伴い火気を使用する場合は、安全性に十分留意した上で必要最小限の使用を許可される場合があります。

- ⑧緑地内での広告宣伝は、原則として許可はおりません。
- ⑨緑地付属駐車場以外の場所での車の駐車については、原則として許可はおりません。ただし、催事等の開催により緑地内に臨時的に駐車するもので止むを得ないと判断されるものは許可がおりる場合があります。

## 8. 個別の行事ごとの許可基準に関して

---

### ①コンサート

- ・音量や音質について、周辺住民等に迷惑とならないように十分配慮しなければなりません。
- ・音だしを伴う催事は、午前 10 時から午後 8 時。また連続する日程での開催はできません。
- ・入場料を徴収するコンサートの場合、横浜市の後援などを得て、その名義使用承諾書を申請書類に添付してください。

### ②展示会・展覧会

- ・販売行為を主たる目的とする展示会、展覧会は不許可。ただし、催事などに伴うものについては、規模や内容などを考慮し、当該許可の中で許可がおりる場合があります。

### ③複合的な催事 ※ステージやテントなどを設置し、各種催事を複合的に行なう場合

- ・販売行為が主目的と認められる催事については許可はおりません。
- ・個々の催事の内容については、審査を行いません。

## 9. 使用料金

---

①入場料無料    ¥15/m<sup>2</sup>

②入場料徴収    ¥60/m<sup>2</sup>

※電気使用料(月により変動します) ※100vコンセント

象の鼻パークには電源のみ設置されており、給排水の設備はありません。

## 10. 使用解約

---

行為(行事)許可申請書のご提出後、主催者の都合により使用解約の必要が出た場合、速やかに当共同体事務所までご連絡ください。

また、既納の使用料は還付できませんのでご了承ください。ただし、次の項目に該当する場合は、その全部又は一部の還付を受ける事が出来ます。

- ①公用、公共用に供される為、許可の一部又は全部が取り消された場合。
- ②不可抗力による使用不能の場合。
- ③その他市長が相当な事由ありと認めた場合。

## 11. 許可の取り消し

---

次の項目に該当するときは、許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更する事があります。

- ①許可申請に不正があった場合。
- ②指定の期間内に使用料又は利用料金を納付しないとき。

- ③ 条例又は条例によって発する命令に違反した場合。
- ④ 公益上その他、必要と認めた場合。

## 12. 使用前の打合せ

---

- ① 主催者側から使用責任者を1名選出し、名前、電話番号を当事業体へ報告ください。
- ② 使用責任者は、催事を円滑に進行させるため、使用日の1ヶ月前を目処にスケジュール・会場設営等について当事業体及び横浜市港湾局と三者で詳細打合せを実施します。
- ③ コンサートなどの開催により、象の鼻テラス及び近隣施設に影響がでると判断される場合は、事前に各施設管理者との調整が必要です。
- ④ 使用責任者は、運営マニュアルを次の通りに作成し、提出してください。
  - 実施概要: 催事実施に伴う名称・日時・場所などの基本情報
  - 会場レイアウト図: 平面図(寸法、動線、電気の配線、及び養生方法なども記入)
  - 全体スケジュール: 設営～本番～撤去まで。
  - 実施内容: 各イベントの詳細を記入。
  - 運営組織図: 通常時、および緊急事態発生時の2種(責任者を明記すること)
  - 搬出入車輛一覧: 関係車輛、出店者車輛、設営・撤去車輛
  - 警備配置図
- ⑤ 使用する備品・器材等については、打合せ時点までにご確認ください。
- ⑥ 施設管理・運営上の理由により計画を変更していただく場合がございます。
- ⑦ 設置物等のデザインに関して、事前に当事業体及び横浜市港湾局にて審査を行います。  
その結果に応じて調整していただく場合があります。

## 13. 関係諸官庁への届出

---

当事業体との事前の打合わせとあわせて、主催者様は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行ってください。万一届出不備のため開催不能となった場合、当事業体ではその責任は負いません。この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。

### ◆ 事前連絡

象の鼻テラス 045-661-0602

神奈川県警水上警察署 045-212-0110

### ◆ 催物開催届・禁止行為解除申請・露店等開設届等

横浜中消防署 045-251-0119

### ◆ 音楽著作権使用許可書

(一社)日本音楽著作権協会 横浜支部 045-662-6551

### ◆ 必要と思われる場合

横浜市中福祉保健センター 045-224-8337

横浜中税務署 045-651-1321

◆仮設建築物確認

横浜市建築局 045-210-9930

#### 14. 使用上の注意事項

---

- ①来場者等の安全・快適且つ自由な通行を阻害しないように留意してください。
- ②看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め横浜市港湾局及び当事業体の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は固くお断りします。また、終了後は速やかに撤去してください。
- ③施設の使用(搬出入時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、主催者の負担となります。また、使用期間中の来場者の整理及び安全管理は主催者の責任で行なってください。
- ④施設、設備等や芝生、植栽等の養生を行い、毀損・破損が無いように努めてください。  
万が一、毀損・破損が発見された場合は、原状復帰を必ず行ってください。
- ⑤イベント中、また設営・撤去時に出たゴミ等は主催者が責任を持ってお持ち帰りください。  
象の鼻テラス内ゴミ箱等への投棄する行為は堅くお断り致します。  
お持ち帰りいただく事が困難な場合は、専門業者等をご紹介致しますのでご相談ください。  
催事内容によっては分別されたゴミ箱の設置をお願いする事があります。
- ⑥搬入時間及び搬入経路の制限がありますので、事前にご確認の上作業をお願い致します。
- ⑦設営を完了させた時点で、必ず当事業体担当者のチェックを受けてください。  
※当事業体担当者のチェック時、設営の不備があった場合はその場で再度調整していただきます。
- ⑧搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、主催者の責任において警備員若しくはスタッフを配置してください。
- ⑨使用期間中、使用責任者は必ず会場内に常駐し、当事業体と相互連絡を取れる状態を保ってください。
- ⑩使用決定後は当事業体の判断により、横浜赤レンガ倉庫内開催イベントとして公表する事があります。
- ⑪その他、緑地の使用については、横浜市港湾局及び当事業体の指示に従ってください。
- ⑫音・光(照明等)など、近隣施設等に影響が出ると当事業体が判断した場合、近隣施設への催事開催の告知が必要となりますので、事前に催事概要書等をご提出ください。
- ⑬設置物等は、既存施設や樹木からひかえをとらず、自立させてください。
- ⑭象の鼻パークには留置き出来る駐車場はありません。各主催者で近隣の駐車場を確保してください。
- ⑮設置物等には風対策を実施してください。テントは1足60kg以上のウエイトを推奨しています。
- ⑯催事の実施にあたっては、施設周辺の事業者と調整を図り、円滑な実施をお願いします。

## 15. 原状回復について

---

象の鼻パークを使用する際、施設や芝生、植栽などの毀損、汚損を未然に防止する為に、養生やゴミ箱の設置などをしっかり行なってください。やむを得ず毀損、汚損が発生してしまった場合は、以下の原状回復を行なっていただきます。

- ①象の鼻パーク使用終了後、また使用中止後、直ちに主催者様の負担で象の鼻パークの原状回復を実施してください。
- ②建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失された場合、実費を申し受けます。
- ③横浜市港湾局及び当事業体が実施する原状回復検査の合格をもって、使用終了と致します。

## 16. 禁止事項

---

何人も、環境整備施設内において次に掲げる行為をしてはならない。

- ①樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、またはこれらを傷つけること。
- ②ごみその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること。
- ③土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- ④火気を使用すること。
- ⑤指定された場所以外の場所へ車輛を乗り入れ、又は止めおくこと。
- ⑥環境整備施設内に居住すること。
- ⑦危険の恐れのある行為または他人の迷惑となるような行為をすること。
- ⑧食品又は物品の販売をすること。
- ⑨広告宣伝をすること。
- ⑩前各号のほか、環境整備施設の管理上不相当と認める行為。

※港湾施設使用条例施行規則第74条禁止行為より抜粋

## 17. 連絡・お問い合わせ先

---

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

〒231-0001

横浜市中区新港 1 丁目 1 番 1 号 横浜赤レンガ倉庫1号館管理事務所内

TEL:045-226-1910

FAX:045-211-1556

※本規定は平成 21 年 4 月に設定されたものであり、予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。